【別紙2】

専門研修過程Ⅱ を受講した

介護支援専門員協議会主催

前回の研修は

介護支援専門員証の有効期間の起算日は現在お 持ちの介護支援専門員証に記載されている有効期 間満了日の5年前になります。

有効期間内に、実務に就いたことがある

- ・有効期間内に担当した事例を提出できる
- 現在実務に就いている
- 有効期間内に担当した事例を提出できる
- 有効期間内に実務に就いたことはない
- 実務に就いている・就いたことがあるが事 例の提出ができない

または再研修 ※対象者等詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください

令和9年11月30日

有効期間満了日が

以降である

有効期間満了日が

ある

令和8年12月1日~

令和9年11月30日で

有効期間満了日が

以降である

令和 9 年 1 2 月 1 日

令和 9 年 1 2 月 1 日

である

更新研修(実務経験者) 88時間

更新研修(実務経験者)

32時間・専門Ⅱ相当

•有効期間内に担当した事例を提出できる

有効期間内に、実務に就いたことがある

現在実務に就いていないが、専門員証の

更新研修(実務未経験者)

再研修

前回の研修は

社会福祉協議会主催

を受講した

2

または、実務研修を修了し

初めて更新する

- 現在実務に就いている
- 有効期間内に担当した事例を提出できる
- ・有効期間内に実務に就いたことはない
- ・実務に就いている・就いたことがあるが事例 の提出ができない

口① 実務経験が6カ月以上を満たしている

- 専門員証の有効期間内で実務経験3年以上を満たしている (実務従事期間は継続して実務に就いていなくても合計で可)
- □③ 専門研修課程 I の受講をした

専門員証の有効期間内で 実務経験3年以上を

満たしている(継続して

実務に就いていなくても

専門員証の有効期間

内で実務経験3年以

上を満たしていない

更新研修(実務未経験者)

専門研修課程Ⅰを受

専門研修課程 I を受講

講していない

した

合計で可)

①を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅰ

※次年度以降、専門員証の有効期間内で実務経験が3年以上を満たせば専門 研修課程Ⅱの受講が可能

②を満たしている⇒ 専門研修課程 Ⅰ +専門研修課程 Ⅱ

専門研修課程I もしくは

※次年度以降、専門研修課程Ⅱの研修受講が必要です

②と③を満たしている⇒ 専門研修課程Ⅱ

.①②③すべて満たしていない ⇒ 次年度以降の研修を受講してください

主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、更新研 修が免除されます。受講に際しては要件がありますので、ご確認ください。

【令和8年度対象者】

主任介護支援専門員有効期間満了日:令和9年3月31日または令和10年3月31日

※主任介護支援専門員更新研修の修了日(受講年度末日)より前に介護支援専門員証の有効期 間が満了する場合は、先に別途更新研修(実務経験者)32時間・専門Ⅱ相当 または、専門研修 課程Ⅱを受講する必要があります

更新研修(実務未経験者) または再研修

※対象者等詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください